平成２３年（フ）第１４８号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢3983番地27
債務者　大峰　延子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５０号
栃木県宇都宮市御幸本町4870番地62　岩田ハイツ23号棟103号、前住所栃木県宇都宮市白沢町2017番地　コーポ児坂１号棟103
債務者　佐藤　聖二
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５１号
栃木県那須塩原市井口1156番地121号　丸山荘201号、住民票上の住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目1029番地８
債務者　宮内　明子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５３号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢538番地５
債務者　鯉渕　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目７番11号富士見コーポ105号室
債務者　関谷　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５８号
栃木県宇都宮市五代１丁目17番19号、前住所栃木県宇都宮市さつき１丁目13番２号　メイプル103号
債務者　石川由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
川崎市宮前区東有馬２丁目１番32号　グリーンハイツ小島202、前住所川崎市宮前区鷺沼１丁目３番地15　ソフィーナ鷺沼701
債務者　宮田　博幸
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
川崎市高津区千年979番地　若草荘101
債務者　溝田　好久
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
川崎市高津区千年979番地　若草荘101
債務者　溝田レジーナこと　ＭＩＺＯＴＡ　ＲＥＧＩＮＡ　ＬＥＲＰＩＤＯ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
川崎市幸区中幸町１丁目58番地１　ソレーユ川崎302
債務者　畑中　　淳
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
川崎市高津区子母口385番地２　小川ビル202
債務者　武藤ロウェナこと　ＭＵＴＯ　ＲＯＷＥＮＡ　ＳＡＮ　ＭＩＧＵＥＬ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
川崎市川崎区日進町12番地１　ラコスタ８川崎603
債務者　今野　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
川崎市中原区田尻町24番地
債務者　中村　公三
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
川崎市多摩区枡形１丁目３番11号　クライネスハウス向ヶ丘104
債務者　寺内庄一郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
川崎市宮前区宮崎２丁目１番地22　ルポレジオン宮崎台305
債務者　吉川　眞二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係